

土工（実施編）

秋田県ICT活用モデル工事（土工）実施要領（実施編）

1. ICT活用モデル工事（土工）

1-1 概要

ICT活用モデル工事（土工）とは、施工プロセスの全ての段階において、以下に示すICT施工技術を全面的に活用する工事である。

1-2 適用範囲

この実施要領（実施編）は、秋田県建設部が所管する建設工事に適用する。

1-3 ICT活用モデル工事における土工

次の①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用モデル工事における土工とする。また「ICT土工」という略称を用いる。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

受注者からの提案・協議により、地盤改良工、付帯構造物設置工、法面工及び作業土工（床掘）にICT施工技術を活用する場合は、それぞれの実施要領（実施編）及び実施要領（積算編）を参照すること。

1-4 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用モデル工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1-4①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

1-4②で作成した3次元設計データを用い、下記1)により施工を実施する。

- 1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称

④ 3次元出来形管理等の施工管理

1-4③による工事の施工管理において、下記(1)(2)に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。

(1) 出来形管理

下記1)～12)から選択(複数以上可)して、出来形管理を行うものとする。出来形管理にあたっては、標準的に面管理を実施するものとするが、施工現場の環境条件により面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用モデル工事とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理(河床掘削)
- 9) 施工履歴データを用いた出来形管理(地盤改良工)
- 10) 施工履歴データを用いた出来形管理(土工)
- 11) 地上写真測量を用いた出来形管理
- 12) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

(2) 品質管理

下記13)を用いた品質管理を行うものとする。

- 13) TS・GNSSを用いた締固め回数管理

ただし、土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、適用しなくてもよい。

⑤ 3次元データの納品

1-4④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

《表－１． ICT施工技術と適用工種（その１）》

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量 ／3次元出来形管理 等施工管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 ／出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	—	○	○	①、②、⑤ ⑥、⑦	土工
	地上レーザーキャナーを用いた起工測量 ／出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	—	○	○	①、③、⑤	土工
	TS等光波方式を用いた起工測量 ／出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	—	○	○	①、⑥	土工 河床等掘削
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 ／出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	—	○	○	①、⑦	土工
	RTK-GNSSを用いた起工測量 ／出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	—	○	○	①、⑧	土工
	無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工 測量／出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	—	○	○	①、④、⑤ ⑥	土工
	地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工 測量／出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	—	○	○	①、⑤	土工
	音響測深機器を用いた起工測量	測量	—	○	○	⑩、⑪	河床等掘削
	施工履歴データを用いた出来形管理技術	出来形計測 出来形管理	ICT 建設機械	○	○	①、④、⑩ ⑫、⑬、⑭ ⑯、⑰	土工 河床等掘削 地盤改良工
	TS等光波方式を用いた起工測量 ／出来形管理技術(舗装工事編)	出来形計測	—	○	○	⑬、⑭	付帯構造物設 置工
	TS等光波方式を用いた起工測量 ／出来形管理技術(護岸工事編)	出来形計測	—	○	○	⑬、⑯	護岸工
	3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	—	○	○	⑳	土工
	地上写真測量を用いた出来形管理	出来形計測	—	○	○	⑬、⑱、㉑	法面工 護岸工
	モバイル端末を用いた出来形管理	出来形計測	—	○	○	㉒	土工(小規模)
ICT建設機械 による施工	3次元マシンコントロール技術 3次元マシンガイダンス技術	まさだし 敷き均し 掘削 整形 床掘 地盤改良	ICT 建設機械	○	○	—	
3次元出来形管理等の 施工管理	TS・GNSSによる締固め管理技術	締固め回数管理	ICT 建設機械	○	○	㉓、㉔	土工

【凡例】 ○：適用可能 -：適用外

《表－1． ICT施工技術と適用工種（その2）》

【関連要領等一覧】	①	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編
	②	空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	③	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	④	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑤	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑥	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑦	TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑧	RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑨	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑩	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編
	⑪	音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫編)(案)
	⑫	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫編)(案)
	⑬	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編
	⑭	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)
	⑮	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編
	⑯	TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(護岸工事編)(案)
	⑰	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編
	⑱	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)
	⑲	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)編
	㉑	施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)
	㉒	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編
	㉓	3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)
	㉔	TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領
	㉕	TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領
	㉖	地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	㉗	無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	㉘	公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準－国土地理院
	㉙	UAVを用いた公共測量マニュアル(案)－国土地理院
	㉚	地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)－国土地理院
	㉛	モバイル端末を用いた3次元計測技術(多点計測技術)

《表－1． ICT施工技術と適用工種（その3）》

秋田県マニュアル	
ICT活用工事(土工)の手引き 共通編	
ICT活用工事(土工)の手引き 地上型レーザースキャナ(TLS)を用いた出来形管理編【受注者向け】	
ICT活用工事(土工)の手引き 空中写真測量(UAV)を用いた出来形管理編【受注者向け】	
ICT活用工事(土工)の手引き 地上型レーザースキャナ(TLS)を用いた出来形管理編【発注者向け】	
ICT活用工事(土工)の手引き 空中写真測量(UAV)を用いた出来形管理編【発注者向け】	
ICT活用工事(土工)施工計画書作成の手引き 記載例	
施工計画書チェックシート	
ICT活用工事(舗装工)の手引き 共通編	
ICT活用工事(舗装工)の手引き 地上型レーザースキャナ(TLS)を用いた出来形管理編【受注者向け】	
ICT活用工事(舗装工)の手引き 地上移動体搭載型レーザースキャナ(MLS)を用いた出来形管理編【受注者向け】	
ICT活用工事(舗装工)の手引き 地上型レーザースキャナ(TLS)を用いた出来形管理編【発注者向け】	
ICT活用工事(舗装工)の手引き 地上移動体搭載型レーザースキャナ(MLS)を用いた出来形管理編【発注者向け】	

※これらによる場合、必ず最新の国基準等を確認して使用してください。

1-5 ICT活用モデル工事の対象工事

ICT活用モデル工事の対象は、下記(1)～(3)に該当する建設工事とする。

(1) 対象工種・種別

ICT活用モデル工事の対象は、設計書の工事工種体系における下記の工種及び種別とする。

1) 河川土工、海岸土工、砂防土工

- ・掘削工（河床等掘削含む）
- ・盛土工
- ・法面整形工

2) 道路土工

- ・掘削工
- ・路体盛土工
- ・路床盛土工
- ・法面整形工

(2) 適用対象外

従来施工において、土工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

(3) 対象規模

ICT活用モデル工事（土工）の対象規模は、1-5(1)対象工種を条件とし、土工数量が1,000m³以上とする。

2. ICT活用モデル工事の実施方法

2-1 発注方式

ICT活用モデル工事の発注は、下記の(1)～(2)によるものとするが、工事内容及び地域におけるICT施工機器の普及状況等を勘案し決定する。

(1) 発注者指定型

秋田県ICT活用モデル工事実施要綱第3条(1)に定めるとおりとし、発注方針等は別途定める。

(2) 受注者希望型

秋田県ICT活用モデル工事実施要綱第3条(2)に定めるとおりとし、発注方針等は別途定める。

3. ICT活用モデル工事実施の推進のための措置

3-1 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

4. ICT活用モデル工事の導入における留意点

受注者が円滑にICT活用施工を導入し、ICT施工技術を活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

4-1 施工管理、監督・検査の対応

ICT活用施工を実施するにあたって、別途発出されている施工管理要領、監督検査要領（表1【要領一覧】）に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

4-2 3次元設計データ等の貸与

- (1) ICT活用モデル工事の導入初期段階においては、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるが、この場合、発注者は契約後の施工協議において「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を受注者に実施させ、これにかかる経費を工事費にて当該工事に変更計上するものとする。
- (2) 発注者は、詳細設計において、ICT活用施工に必要な3次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、ICT活用施工を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。
なお、貸与する3次元設計データに3次元測量データ（グラウンドデータ）を含まない場合、発注者は契約後の施工協議において「3次元起工測量」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成」を受注者に実施させ、これにかかる経費は工事費にて当該工事に変更計上するものとする。

4-3 工事費の積算

(1) 発注者指定型における積算方法

発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（秋田県）及び「秋田県ICT活用モデル工事（土工）実施要領（積算編）」、「秋田県ICT活用モデル工事（砂防土工）実施要領（積算編）」に基づく積算を実施するものとする。受注者が、土工以外の工種に関するICT活用について監督職員へ提案・協議を行い協議が整った場合、また、土工についてもICT活用に関する具体的な工事内容及び対象範囲の協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ICT活用施工の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とし、下記1)～11)に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

なお、ICT活用について協議を行う際には、「1-3①～④」にかかるそれぞれの数量及び対象範囲を明示するものとする。

- 1) 秋田県ICT活用モデル工事（土工）実施要領（積算編）
- 2) 秋田県ICT活用モデル工事（砂防土工）実施要領（積算編）
- 3) 秋田県ICT活用モデル工事（河床等掘削）実施要領（積算編）
- 4) 秋田県ICT活用モデル工事（作業土工（床掘））実施要領（積算編）
- 5) 秋田県ICT活用モデル工事（付帯構造物設置工）実施要領（積算編）
- 6) 秋田県ICT活用モデル工事（法面工）実施要領（積算編）
- 7) 秋田県ICT活用モデル工事（地盤改良工（安定処理））実施要領（積算編）
- 8) 秋田県ICT活用モデル工事（地盤改良工（中層混合処理））実施要領（積算編）
- 9) 秋田県ICT活用モデル工事（地盤改良工（スラリー攪拌工））実施要領（積算編）
- 10) 秋田県ICT活用モデル工事（土工1,000m³未満）積算要領
- 11) 秋田県ICT活用モデル工事（小規模土工）積算要領

現行基準による設計ストック等によりICT活用モデル工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、設計変更するものとする。

(2) 受注者希望型における積算方法

発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準書（秋田県）（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、下記1)～11)に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

なお、ICT活用について協議を行う際には、「1-3①～④」にかかるそれぞれの数量及び対象範囲を明示するものとする。

- 1) 秋田県ICT活用モデル工事（土工）実施要領（積算編）
- 2) 秋田県ICT活用モデル工事（砂防土工）実施要領（積算編）
- 3) 秋田県ICT活用モデル工事（河床等掘削）実施要領（積算編）

- 4) 秋田県 I C T活用モデル工事（作業土工（床掘））実施要領（積算編）
- 5) 秋田県 I C T活用モデル工事（付帯構造物設置工）実施要領（積算編）
- 6) 秋田県 I C T活用モデル工事（法面工）実施要領（積算編）
- 7) 秋田県 I C T活用モデル工事（地盤改良工（安定処理））実施要領（積算編）
- 8) 秋田県 I C T活用モデル工事（地盤改良工（中層混合処理））実施要領（積算編）
- 9) 秋田県 I C T活用モデル工事（地盤改良工（スラリー攪拌工））実施要領（積算編）
- 10) 秋田県 I C T活用モデル工事（土工 1,000m³ 未満）積算要領
- 11) 秋田県 I C T活用モデル工事（小規模土工）積算要領

上記のほか、現行基準による2次元の設計ストック等により I C T活用モデル工事を発注する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費及び3次元設計データ作成経費について見積り提出を求め、設計変更するものとする。

附 則(令和2年9月8日技管-296)

この実施要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和3年9月9日技管-330)

この実施要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和4年9月13日技管-548)

この実施要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和5年9月14日技管-449)

この実施要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和6年9月11日技管-411)

この実施要領は、令和6年10月1日から施行する。